

寒川町行政手続条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p><u>第4章 行政指導(第29条—第35条)</u></p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)第<u>38条</u>の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、町の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとつて明らかであることをいう。)の向上を図り、もつて町民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 不利益処分 町長等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p><u>第4章 行政指導(第29条—第35条)</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め(第35条の2)</u></p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)第<u>46条</u>の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、町の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとつて明らかであることをいう。)の向上を図り、もつて町民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 不利益処分 町長等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の</p> |

下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

(8)・(9) (略)

2 (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1) 地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて徴税吏員(他の法令の規定に基づいて当該職員の職務を行う者を含む。)がする処分及び行政指導

(2)～(4) (略)

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令又は条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例において直接に与えられた職員によつてされる処分及び行政指導

(7)～(9) (略)

～略～

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第12条 町長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

(8)・(9) (略)

2 (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1) 地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)又は条例等に基づいて徴税吏員(他の法令の規定に基づいて当該職員の職務を行う者を含む。)がする処分及び行政指導

(2)～(4) (略)

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令又は条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例において直接に与えられた職員によつてされる処分及び行政指導

(7)～(9) (略)

～略～

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第12条 町長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて町長等が相当と認めるとき。

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第13条 町長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないうで処分をすべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

2 町長等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなつたときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第14条 (略)

2 (略)

3 町長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、そ

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて町長等が相当と認めるとき。

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第13条 町長等は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないうで処分をすべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

2 町長等は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなつたときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第14条 (略)

2 (略)

3 町長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、そ

の者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

～略～

(続行期日の指定)

第21条 (略)

2 (略)

3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

～略～

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第27条 町長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

～略～

(行政指導の方式)

第32条 (略)

(加える)

の者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

～略～

(続行期日の指定)

第21条 (略)

2 (略)

3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

～略～

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第27条 町長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

～略～

(行政指導の方式)

第32条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

～略～

(加える)

権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

～略～

(行政指導の中止等の求め)

第33条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

～略～
(加える)

3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

～略～

第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する町長等又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令又は条例等に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該町長等又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する

～略～

| | |
|--|--|
| | <p>(寒川町町税条例の一部改正)</p> <p>2 寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条の2第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。</p> |
|--|--|

(附則第2項関係)寒川町町税条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>～略～</p> <p>(寒川町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 寒川町行政手続条例第3条又は第32条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第8項に規定する行政指導をいう。)については、同条例第32条第2項及び第33条の規定は、適用しない。</p> <p>～略～</p> | <p>～略～</p> <p>(寒川町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 寒川町行政手続条例第3条又は第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第8項に規定する行政指導をいう。)については、同条例第32条第3項及び第33条の規定は、適用しない。</p> <p>～略～</p> |